

## 議題 (2)

# 地域再生計画(汚水処理施設整備推進交付金) の評価について

### ○地域再生計画名

創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画

### ○評価目的

事業完了に伴う事後評価

\*\*\*\*\*

- 1. 地域再生計画(概要版) . . . . . P. 1
- 2. 整備箇所図 . . . . . P. 2
- 3. 事後評価書 . . . . . P. 3
- 4. 目標達成状況表 . . . . . P. 4

#### <参考資料>

- I. 地域再生計画認定申請書 . . . . . P. 5
- II. 地域再生計画 . . . . . P. 6
- III. 地方創生整備推進交付金について . . . . . P. 12  
(内閣府地方創生推進事務局の資料抜粋)
- IV. 地方創生推進交付金制度要綱 . . . . . P. 14  
(一部抜粋)

\*\*\*\*\*



# 「創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画」【愛知県日進市】

## 計画概要

本市は天白川の上流に位置し、その水質保全・向上は本市だけでなく下流域に住む住民にとっても有益なものである。生活排水が河川の水質汚濁の主な要因となっていることから、公共下水道や合併浄化槽の整備等、生活排水の適正な処理の推進を図り、本流域に住む全ての住民の快適な生活の実現を目指す。

## 地域再生計画の区域

愛知県日進市の全域

## 計画期間

平成26年度～平成30年度

## 地域再生計画の目標

項目	現状	実績 H30	目標
汚水処理人口普及率の増加	82.9%	90.8%	86.9%
水生生物調査等の 河川愛護活動への延べ参加者数	575人	980人	900人

！目標達成！

※計画終了後に数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

## 地域再生を図るために行う事業

### <汚水処理施設整備交付金>

総事業費：1,748百万円（うち国費872百万円）

公共下水道 管路延長 19,480m

浄化槽（個人設置型） 30基

### <その他の事業>

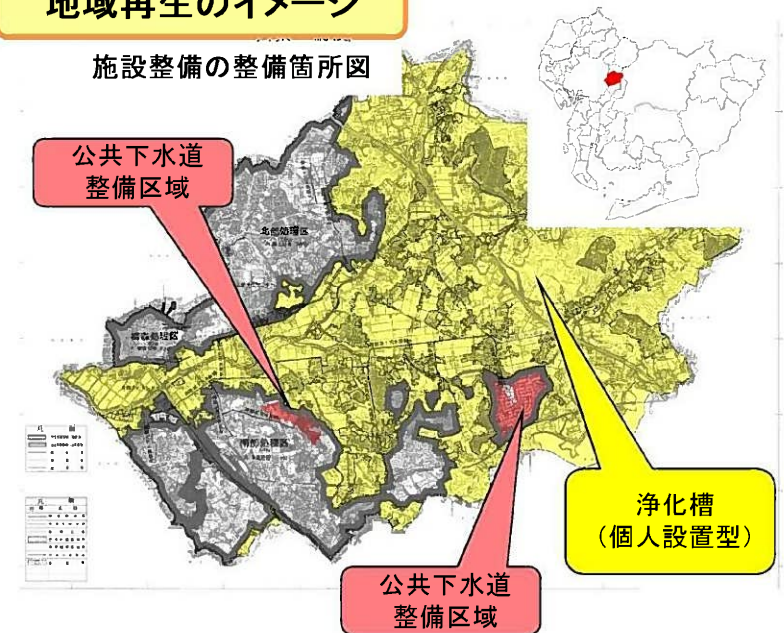
- ・水と緑の軸の構築（歩行者・自転車ネットワーク）
- ・市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動への協働・支援



名古屋市に流入する天白川

## 地域再生のイメージ

### 施設整備の整備箇所図



## 交付金の効果

汚水処理施設の整備による天白川の良い水辺環境の創出により、地域に愛着を持ち、老若男女みんなが住む日進が、心のよりどころであり続ける。

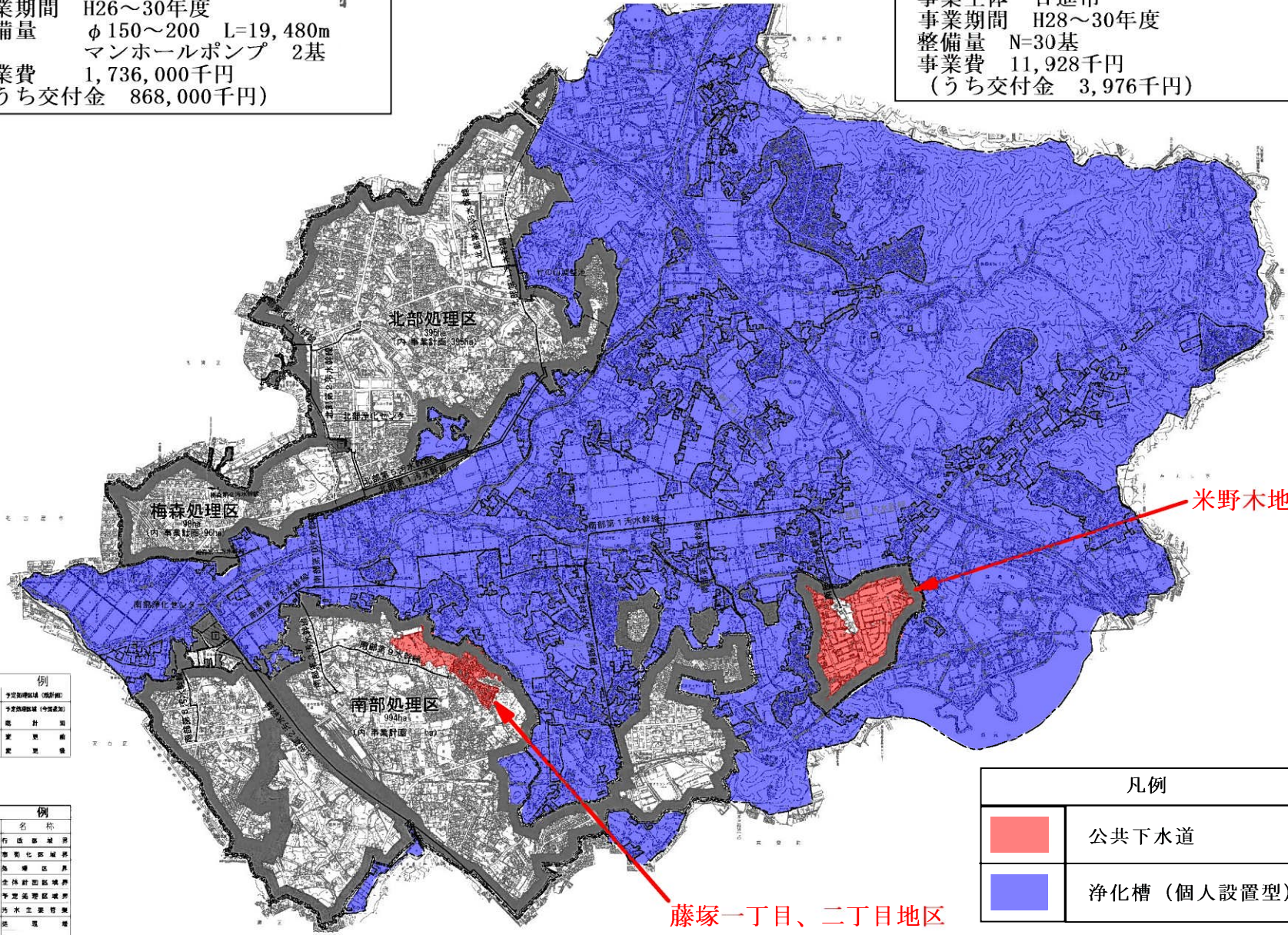


1:10,000 地形図

公共下水道  
 事業主体 日進市  
 事業期間 H26～30年度  
 整備量 φ150～200 L=19,480m  
 マンホールポンプ 2基  
 事業費 1,736,000千円  
 (うち交付金 868,000千円)

# 施設整備の整備箇所図

浄化槽（個人設置型）  
 事業主体 日進市  
 事業期間 H28～30年度  
 整備量 N=30基  
 事業費 11,928千円  
 (うち交付金 3,976千円)



凡例	
[Symbol]	浄化槽整備区域 (個別型)
[Symbol]	浄化槽整備区域 (中央集約)
[Symbol]	区界
[Symbol]	町界
[Symbol]	支庁界
[Symbol]	市界
[Symbol]	県界

凡例	
[Symbol]	記号
[Symbol]	名称
[Symbol]	行政区域界
[Symbol]	町界
[Symbol]	支庁界
[Symbol]	市界
[Symbol]	県界
[Symbol]	国界
[Symbol]	市界
[Symbol]	町界
[Symbol]	支庁界
[Symbol]	市界
[Symbol]	県界
[Symbol]	国界

凡例	
[Red Box]	公共下水道
[Blue Box]	浄化槽（個人設置型）

- 1. 公共下水道
- 2. 浄化槽（個人設置型）
- 3. 区界
- 4. 町界
- 5. 支庁界
- 6. 市界
- 7. 県界
- 8. 国界
- 9. 市界
- 10. 町界
- 11. 支庁界
- 12. 市界
- 13. 県界
- 14. 国界
- 15. 市界
- 16. 町界
- 17. 支庁界
- 18. 市界
- 19. 県界
- 20. 国界
- 21. 市界
- 22. 町界
- 23. 支庁界
- 24. 市界
- 25. 県界
- 26. 国界
- 27. 市界
- 28. 町界
- 29. 支庁界
- 30. 市界
- 31. 県界
- 32. 国界
- 33. 市界
- 34. 町界
- 35. 支庁界
- 36. 市界
- 37. 県界
- 38. 国界
- 39. 市界
- 40. 町界
- 41. 支庁界
- 42. 市界
- 43. 県界
- 44. 国界
- 45. 市界
- 46. 町界
- 47. 支庁界
- 48. 市界
- 49. 県界
- 50. 国界

3. 事後評価書

地域再生計画（地方創生污水処理施設整備推進交付金）事後評価調書

都道府県名	愛知県	事業実施主体	日進市	地域再生計画名	創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画
計画期間	平成26年度～平成30年度	評価責任者	日進市		

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標		基準値		中間目標値		最終目標値		事後評価	達成状況		最終目標値の実現状況に関する評価		
	指標1	指標2	基準年度	目標年度	年度	中間実績	基準年度	最終実績		指標総数	達成数			
①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標1	污水処理施設の整備促進（污水処理人口普及率の向上）	82.9%	24	—	28	88.9%	86.9%	30	90.8%	○	指標総数	達成数	公共下水道、個人設置型浄化槽設置の整備による施策の効果により污水処理人口普及率が向上し、目標値を達成できた。
	指標2	水生生物調査等の河川愛護活動への延べ参加者数増	575人	24	—	28	791人	900人	30	980人	○	2	2	
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	指標1													
	指標2													
③事業の進捗状況	事業名		整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価								
			計画	中間年度(H28)	最終実績									
特別措置を適用して行う事業	污水処理施設整備推進交付金（公共下水道）		19,480m	11,736m	18,337m	公共下水道の整備実績は、計画比の94%の達成であるが、対象予定区域全域について整備し完了させることができた。								
	污水処理施設整備推進交付金（個人設置型浄化槽）		30基	7基	14基	個人設置型浄化槽は、汲み取り、単独浄化槽からの切り替えに伴う申請件数が見込みより少なかったため、設置数が目標値に達しなかった。								
その他の事業	水と緑の軸の構築		健康増進、環境保護の観点から、周辺区域の特性を活かした市民の憩いの場としての緑道整備を目的とする。			天白川左岸の堤防道路の整備を行った。								
	市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動への協働・支援		多くの市民が身近な水環境について学ぶ機会を創出し、ESD教育を進めていくことにより、さらなる水環境の改善を図っていく。			水環境に関する市民講座などを実施した。								
計画外で独自に実施した事業														
④評価方法	担当課で評価検討を行い、その結果について総合戦略推進委員会に諮って学識経験者等に意見をいただくことで評価する。													
⑤事後評価の公表方法	日進市ホームページに掲載。													
⑥計画全体の総合評価	公共下水道及び個人設置型浄化槽の整備に関して、整備量は計画量に満たないが、指標である污水処理人口普及率については計画値を達成できた。市民との協働作業はおおむね順調で、水環境に関する講座などにより多くの市民が水と緑に触れ合う機会を創出することができた。													
⑦今後の方針等	事業終了時点での污水処理人口普及率は90.8%に向上したが、全国平均値91.4%や愛知県平均値91.0%を未だ下回っているため、公共下水道・個人設置型浄化槽の整備を引き続き推進して行く。													



【参考資料】目標達成状況表

項目	指標	種別	目標値			実績値							
			基準値	中間	最終	H26	H27	H28	H29	H30	計		
			H24	H28	H30	⇐ 地域再生計画実施計画期間 (H26~30) ⇒							
特別措置を適用して行う事業	汚水処理施設の整備促進 (汚水処理人口普及率の向上)	汚水処理人口普及率 (%)		82.9	-	86.9	84.3	85.5	88.9	89.8	90.8	90.8	
		管きよ整備 (舗装復旧を含む)	整備延長	単年 (m)	-	-	-	3,388	3,288	5,060	2,871	3,730	18,337
				累計 (m)	-	-	-	3,388	6,676	11,736	14,607	18,337	18,337
		MP	(基)	-	-	-	1	0	0	1	1	3	
		合併浄化槽整備	設置数	単年 (基)	-	-	-	-	-	7	3	4	14
	累計 (基)			-	-	-	-	-	7	10	14	14	
	水生生物調査等の河川愛護活動への延べ参加人数増	単年 (人)			-	-	-	70	73	73	80	109	405
延べ人数 (人)			575	-	900	645	718	791	871	980	980		
その他の事業	水と緑の軸の構築	緑道整備			-	-	-	天白川堤防道路の整備	-	-	-	-	-
	市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動・支援	水環境の講座開設			-	-	-	開催	開催	開催	開催	開催	開催

※汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントを利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値に、総人口(住民基本台帳人口)で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標。

※MP：マンホールポンプ(マンホールの中に、ポンプ設備を組み込んで、道路の下に埋設設置したもの。自然流下管路の途中にマンホールポンプを採用することで、掘削深さが浅くなり経済的な下水道システムを構築することができる。)

⇒公共下水道や合併浄化槽の整備により、公共用水域の汚濁防止に繋がった。

⇒河川愛護活動や講座により、より多くの市民に水環境に興味をもってもらい、地域への愛着に繋がるきっかけ作りとなった。

地域再生計画認定申請書

平成26年5月9日

内閣総理大臣 殿

日進市長 萩野 幸三



地域再生法第5条第1項の規定に基づき、下記の地域再生計画について認定を申請します。

記

地域再生計画名：創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画

## 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

日進市

## 3. 地域再生計画の区域

日進市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

本市は、愛知県のほぼ中央部である尾張と三河の境に位置し、西は名古屋市、東は豊田市・みよし市、南は東郷町、北は長久手市にそれぞれ隣接している。

行政区域は東西8.9キロメートル、南北6.8キロメートルで、面積は34.90平方キロメートルを有し、海拔37メートルの日進市役所を中心に、周囲を海拔50メートルから160メートルの丘陵地により形成されている。

また、市のほぼ中央部を天白川が東西に流れ、その流域の平地には農耕地が広がっている。

明治22年に、市制町村制施行により14カ村が統廃合され「香久山村」「白山村」「岩崎村」の3村が誕生した。その後39年にはこの3村が合併して「日進村」となり、現在の市域が形成された。昭和33年に、町制施行により「日進町」となった時点での人口は10,885人であったが、大都市名古屋に隣接していることから、昭和40年ごろを境に急速に宅地開発が進み、平成2年の国勢調査で人口が5万人を突破し、これにより平成6年10月1日に市制施行され「日進市」として新たなスタートを切った。

しかし、その一方で、人口の急増に伴う都市化の進行は、生活排水の流入による公共用水域の水質汚濁、緑地等の減少などの地域環境の悪化という、問題を生み出す要因となった。

市内を東西に流れる天白川は、東部丘陵に源流を有し、主に三本木川、岩崎川で構成され、市内中央部で合流している。市内河川の水質は、年々改善されてきており、河川の汚濁の程度を示す代表的な指標であるBOD（平均値）は平成24年度の調査で環境基準を下回っている。しかし、一部の地域では未だBODが高く、今後も継続的に監視を行っていく必要がある。

市民アンケートの結果では、多くの市民が天白川やため池について、生き物が生息し、景色として潤いを感じる場所と認識しているが、「きれいな川や池を見たり楽しんだりできる水環境」の設問で、満足度が前回調査11.8%（やや満足を含む）から19.8%と



8. 0ポイント向上しているものの、全体の満足度としては他の環境要素と比べて低くなっている。また、有効な生活排水対策については、下水道の整備促進が最も多く6割を超えており、自由意見においても多くの方が下水道の整備への要望を掲げている。本市の公共下水道普及率は、平成25年4月1日現在で65.4%となっており、全国の平均値75.8%、愛知県の平均値74.0%に比べ低い数値となっているため、市街化区域での下水道整備を効率的に推進するとともに、下水道等の整備地区内における未接続世帯について早期の接続を促していくことが求められている。

また、既存の単独浄化槽使用による生活雑排水の流出などが水質汚濁の原因の一つとなっていることから、合併浄化槽への切り替えを推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を行うよう、指導していく必要がある。生活排水による汚濁負荷量は、し尿よりも生活雑排水の方が大きいため、水質改善の面からも、未処理のまま公共用水域へ放流される生活雑排水への対策が課題となっている。

各家庭においてもできるだけ汚れた水を排水口に流さないよう注意喚起するとともに、家庭雑排水の河川への直接流入を防ぐように基盤整備を進めていく必要がある。市民アンケートの結果から、水環境の汚染の原因が家庭の排水であることは認識されているが、水環境への配慮行動の実行率は40%程度となっている。

公共下水道整備の推進、合併浄化槽への切り替え及び水環境配慮行動の更なる実行を推進することにより、水環境に対する評価を高め、川や池を守り、楽しむ場と意識を育んでいくことが重要である。

平成26年3月に改訂した「日進市環境基本計画」において、「日進市は、都市近郊にありながら、東部の丘陵地を水源とする天白川が東西に流れ、その周辺に豊かな田園風景が広がっています。また、東部の丘陵地には希少な動植物が生息するなど自然環境に恵まれたまちです。私たちは、これらの貴重な自然環境を、次の世代に引き継いでいかなければなりません。」と宣言するとともに、2024年の日進のビジョンについて、下記のとおり示している。

・日進市を流れ下る天白川は美しく、その源である三本木川や岩藤川は眩いばかりに輝いている。

本市は天白川の上流に位置し、その水質保全・向上は本市だけでなく下流域に住む住民にとっても有益なものである。生活排水が河川の水質汚濁の主な要因となっていることから、公共下水道や合併浄化槽の整備等、生活排水の適正な処理の推進を図り、本流域に住む全ての住民の快適な生活の実現を目指すものとし、下記の目標を掲げる。

(目標1)

汚水処理施設の整備促進（汚水処理人口普及率（平成24年度末）82.9%を86.9%に向上）

(目標2)

水性生物調査等の河川愛護活動への延べ参加者数増（平成24年度参加者約575人を900人に増加）

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の下水道計画は、昭和57年度に策定された「日進町（当時）公共下水道基本計画」において、下水の排除方式を分流式とし、計画処理区を北部処理区、南部処理区の単独公共下水道2処理区と定めた。

これに基づき昭和59年度には北部処理区の第一期事業認可（81ha）を受け、市街地の管渠工事、昭和60年度に北部浄化センターの工事をそれぞれ着手、平成元年4月1日に一部供用開始をした。その後、平成元年8月に第二期事業認可（245ha）を受けている。

北部処理区は当初、全体計画面積266.1haであったが、平成3年度の市街化区域の拡張に伴い、処理区に隣接した新市街化区域を含め、全体計画面積を395haとして平成9年度に都市計画決定及び第三期事業認可（395ha）を行い、管渠整備を進めている。

このような状況の中で、それまで南部処理区と位置づけていた梅森地区については、名古屋市汚水幹線（本区域内に設置する下水管（通過管））があり、名古屋市と本市との合意により、下水道事業の効率化を図るため、平成3年度に当地区を梅森処理区（96ha）として都市計画決定及び事業認可の変更を行い、名古屋市植田水処理センターにおいて処理している。

南部処理区については、平成4年度に南部処理区（931ha）の基本計画を見直し、平成8年度に都市計画決定（569ha）を行った。平成10年度には第一期事業認可（98ha）を受け、同年度に処理場の用地買収とともに市街地の管渠工事に着手、平成12年度からは南部浄化センターの本体工事にも着手している。

平成15年5月には第二期事業認可（330ha）を受け、平成16年4月1日に一部供用開始をし、さらに平成21年7月には第三期事業認可（500ha）を受け、全体計画面積を993haに拡大した。平成26年4月1日現在の供用開始区域は869.26haとなっており、全体計画区域1,487haの58.5%を整備している。今後も、処理場と管渠整備の両面より鋭意事業の進捗を図っていく。

汚水処理施設整備交付金を活用しようとする区域となる、藤塚一、二丁目地区及び米野木地区は、下水道の整備が遅れており、この2地区を重点的に今後5年間で下水道を19,480m整備する。また、公共下水道事業計画区域外においては、浄化槽（個人設置型）の整備を促進することにより、汚水処理人口普及率を向上させ、河川浄化による水環境の保全を図るものとする。



#### 5-4 その他の事業

##### (1) 水と緑の軸の構築

日常的な運動による生活習慣病対策等の健康に対する意識が高まっていることから、ウォーキング、ジョギング志向が高まっており、安全にかつ快適に歩行者が移動できる歩道の整備が求められている。

天白川、岩崎川の河川沿いに、田園等の自然景観を生かし、天白川・岩崎川堤防道路や(都)日進中央線の未利用地を有効に活用した散策路や自転車道等を整備し、市民の健康づくりやレクリエーション及び通勤・通学等に活用できる、歩行者・自転車ネットワークとしての「水と緑の軸」を形成する。

天白川・岩崎川からなる「水と緑の軸」や、これとつながる幹線道路の歩道空間を活用して、快適な移動空間を有する歩行者・自転車ネットワークの形成を図るとともに、これと連動しながら、「憩いの場」や「にぎわい創出の場」等の確保の検討を進める。

##### ・岩崎川堤防道路整備事業

既存の天白川沿いのウォーキングコースとの連携を視野に入れつつ、岩崎川沿いに堤防道路ネットワークを構築する。健康増進・環境保護の観点から自転車及び歩行者の利用しやすい環境を整えるとともに、周辺区域の特性(歴史的資源、自然的資源、景観資源等)を活かした市民憩いの場としての緑道整備を目的とする。

##### (2) 市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動への協働・支援

本市では、市民団体等による河川の清掃活動、環境教育活動が行われており、市民団体との協働や支援により、様々な水辺環境の改善を図っている。毎年つつしんエコフェスタを団体と協働で開催し、各団体の環境への取り組みを市民に対して紹介し、水環境改善への啓発をしている。また、今後は団体と地域や学校との結び付けを行い、天白川やため池を活かし、多くの市民が身近な水環境について学ぶ機会を創出し、ESD教育を進めていくことにより、さらなる水辺環境の改善を図っていく。

## 6. 計画期間

平成26年度～30年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を市が調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、施設の整備状況等について評価・検討を行う。



地域再生計画の工程表

	H26	H27	H28	H29	H30
支援措置の名称	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画                 </div>				
支援措置 汚水処理施設 整備交付金の 活用	・公共下水道事業・・・日進市 藤塚一、二丁目地区、米野木地区				
	・浄化槽（個人設置）・・・日進市の全域 （ただし、公共下水道事業計画区域を除く）				
その他の 事業	・水と緑の軸の構築・・・堤防道路ネットワークの構築				
	・市民団体等による河川の清掃活動・緑化活動への協働支援・・・エコフェスタを開催し、 水環境改善への啓発活動。				

・平成26～30年度に公共下水道整備を行う。平成26年度には藤塚一、二丁目地区の管路敷設工事及びマンホールポンプ施設1基の建設工事を行う。平成27～30年度には米野木地区の管路敷設工事及びマンホールポンプ施設1基の建設工事を行う。

・平成28～30年度に浄化槽設置事業を行う。各年度、浄化槽（個人設置）：10基を予定。

・上記事業に合わせて、水と緑の軸の構築及び市民団体等による河川の清掃活動への協働支援を図る。

# 地方創生整備推進交付金の概要について (道・汚水処理施設・港の整備事業)



内閣府地方創生推進事務局

令和元年6月

# 地方創生整備推進交付金 (地方創生推進事務局)

(地方創生推進交付金のうち道・汚水処理施設・港の整備事業)

令和元年度予算額 **397.4億円**  
 (平成30年度当初予算額 390.7億円)

参考資料

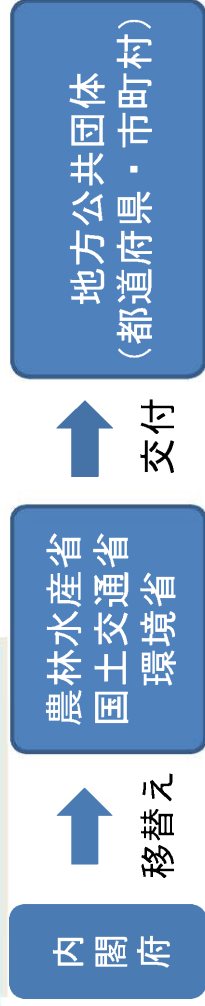
## 事業概要・目的

- 地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設のうち地方版総合戦略に位置づけられたものの整備を交付金により支援。
  - 地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える以下の2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援。
- 交付金の対象分野
- ・ 道 (市町村道、広域農道、林道)
  - ・ 汚水処理施設 (公共下水道、集落排水施設、浄化槽)
  - ・ 港 (地方港湾、第一種・第二種漁港)

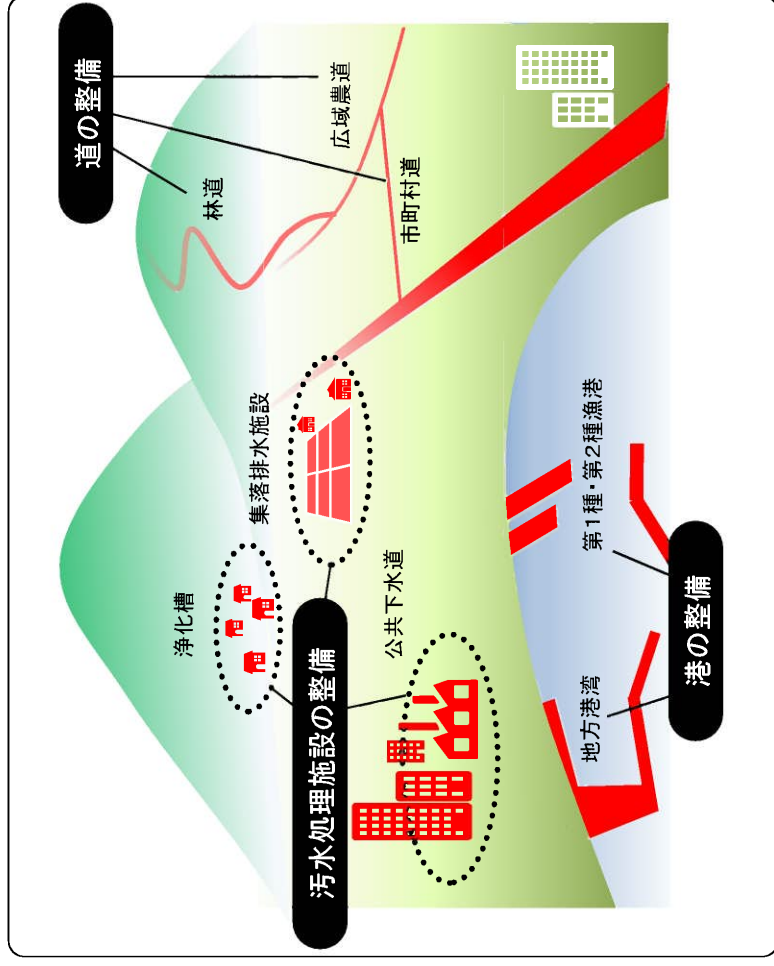
- 交付金の特徴
- 分野ごとの計画認定による類似施設の一体的整備、年度間融通・施設間充当による弾力的な予算執行により、総合的かつ効果的な事業実施が可能。

- 施策の重点化と評価結果の適切な反映
- 平成30年度より施策の重点化を実施 (H29.12事務連絡) するとともに、令和元年度より地域再生計画の中間評価結果を適切に反映することとしている。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例



## 期待される効果

- 地方版総合戦略に位置づけられた取組を推進するための基盤となる施設の整備を支援することにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化などによる地方創生を実現

## 『地方創生推進交付金制度要綱』より抜粋

- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - ・交付金を充てた事業の進捗状況
  - ・中間評価にあつては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画の目標値等の実現状況
  - ・今後の方針等

4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。

- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。